

他国 EEZ における軍事訓練・演習の国際法上の許容性： 弾道ミサイル落下事案を中心に

NIDS コメンタリー

理論研究部政治・研究室主任研究官 永福 誠也
 第 236 号 2022 年 8 月 30 日

はじめに：問題の所在

本年 8 月 2 日夜、中国国営通信新華社は、人民解放軍が 8 月 4～7 日に台湾周辺 6 か所の海空域で重要な訓練を行うため、船舶や航空機の航行を禁止する旨の公告を伝えた¹。この中国が予告した軍事訓練の実施区域に日本の排他的経済水域（以下、EEZ）が含まれていたため、日本は中国に懸念を表明した²。しかしながら、防衛省の発表によると、中国は、8 月 4 日 15 時から 16 時過ぎにかけて 9 発の弾道ミサイルを（2 発は中国内陸部から、7 発は沿岸部から）発射した模様であり、そのうち 5 発は中国が公表していた波照間島の南西に設定した訓練区域内の日本の EEZ 内に落下したと推定された³。そこで、日本は中国を非難し、強く抗議するとともに、「軍事訓練の即刻中止」を申し入れた⁴。この非難の理由として、日本は、日本の EEZ を含む日本近海に設定された訓練海域に弾道ミサイルが落下したことは、日本の安全保障及び国民の安全に関わる重大な問題であるということを示した⁵。また、当該弾道ミサイル落下を踏まえ、与那国町漁業協同組合が出漁の自粛を組合員に要請したことに示されるように⁶、本弾道ミサイル落下事案は安全保障上の問題にとどまらず、日本の海洋権益にも影響を及ぼすこととなった。よって、日本の海洋権益を守るという観点からも、他国 EEZ に弾道ミサイルを落下させるような軍事訓練・演習が、海洋に関わる国際法に照らし許容され得るかを検証し、把握しておくことは重要と考えられる。そこで、本稿では、他国 EEZ における軍事訓練・演習の国際法上の許容性⁷、具体的には他国 EEZ 内で当該他国の同意なしに訓練・演習を実施できるか、他国 EEZ 内であっても事前に訓練・演習区域を公示していれば当該区域からの他国船舶の排除や当該区域内に弾道ミサイルを落下させることが国際法上可能かといった点について検証・解説する。

EEZ での軍事演習に関する沿岸国の同意の要否

古代世界において、海洋に対する国家の支配権が主張されたことはなく、ローマ法でも海洋は自由であり、

¹ 『読売新聞』2022（令和 4）年 8 月 3 日夕刊。

² 同上。

³ 防衛省『中国弾道ミサイル発射について』2022（令和 4）年 8 月 4 日、
<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2022/08/04d.html>。

⁴ 『産経新聞』2022（令和 4）年 8 月 5 日。

⁵ 防衛省『中国弾道ミサイル発射について』。

⁶ 『読売新聞』2022（令和 4）年 8 月 5 日夕刊。

⁷ 軍事演習の他、情報収集、実験・試験、武力紛争時の諸活動といった種々の軍事活動を他国 EEZ 内で実施する場合、沿岸国によってそれが規制され得るかについては、例えば次を参照。永福誠也「排他的経済水域での軍事活動：沿岸国による規制可能性及び実施国が払うべき『妥当な考慮』の法的意義と内容」『日本海洋政策学会誌』第 9 号（2019 年 11 月）14-33 頁。

かつ、万人に開かれているとみなされていた⁸。しかし、近世における欧州での戦争に際し、交戦国海軍の活動を規制すべく中立国によって中立水域が主張され始めたことに誘引され⁹、沿岸国の安全保障等を念頭に 18 世紀から 19 世紀初頭にかけて領海制度が確立した¹⁰。

他方、EEZ は、第二次大戦後、米国のトルーマン宣言に触発された南米諸国による自国沿岸漁業資源に係る 200 海里幅の管轄区域主張、1970 年代のアフリカ諸国による 200 海里水域の提唱を経て、天然資源に関する主権的権利及び人工島の設置・海洋の科学的調査等に関する管轄権を沿岸国が有する水域として国連海洋法条約において制度化された。ただし、EEZ に係る沿岸国の権能は限定的なものであり、国連海洋法条約は、58 条 2 項において、全ての国が EEZ において船舶及び航空機の運航等の自由並びにこれらの自由に関連し及び国連海洋法条約のその他の規定と両立するその他の国際的に適法な海洋の利用の自由を享有することを定めている。もっとも、国連海洋法条約の規定中、EEZ での他国の軍事訓練・演習の規制に関する沿岸国の権能を明示したものは存在しない。この点に関連し、田中則夫は「条約の関連規定の海洋法会議での審議経過や、条約での規定の仕方からして、EEZ における軍事演習に関しては、それが・・・規制されうるのかといった点は、条約自体においては未解決のままに残されていると見るのが、妥当な見方ではないかと思われる」¹¹と述べている。

しかしながら、南米諸国やアジア、アフリカ諸国の中には、EEZ 内での軍事訓練・演習には沿岸国の同意が必要という解釈をとっている国がある。そのような国として、バングラデシュ、ブラジル、カーボベルデ、インド、パキスタン、マレーシア及びウルグアイが挙げられる¹²。これらの諸国は、国連海洋法条約の署名ないし批准の際当該宣言を行っているが、カーボベルデとウルグアイ以外の国は、特に兵器・爆発物の使用を伴うものについての事前同意の必要性を強調している¹³。また、イランは条約当事国ではないが、排他的経済水域における外国の軍事演習等を禁止する旨の国内法を制定している¹⁴。

これら一部沿岸国の宣言に対し、イタリア、ドイツ及びオランダは、国連海洋法条約上、沿岸国の EEZ における権利及び管轄権には軍事訓練・演習の通告を得る権利又はそれを認める権利が含まれない旨の宣言を行っている¹⁵。イギリスも、自国 EEZ での軍事訓練・演習に関し事前の同意を求める内容の宣言及び声明は、EEZ に

⁸ 高林秀夫『領海制度の研究（第 2 版）』有信堂、1979 年、9-11 頁；Donald R. Rothwell and Tim Stephens, *The International Law of the Sea*, 2nd ed., Hart Publishing, 2016, p. 2; R. Jennings and A. Watts, *Oppenheim's International Law*, 9th ed., Vol. 1, Longman, 1996, p. 720. なお、古代から 18 世紀までの海洋支配に係る諸国家の実行・学説等については、たとえば、以下を参照。水上千之『海洋法』有信堂、2005 年、8-15 頁；山本草二『国際法（新版）』有斐閣 1994 年、338-340 頁；山本草二『海洋法』三省堂、1992 年、24-30 頁；Malcom N. Shaw, *International Law*, 7th ed., Cambridge University Press, 2014, p. 441; Ian Brownlie, *Principles of Public International Law*, 7th ed., Oxford University Press, 2008, pp. 224-225; R. R. Churchill and A. V. Lowe, *The Law of the Sea*, 3rd ed., Manchester University Press, 1999, pp. 71-72; Jennings and Watts, *Oppenheim's International Law*, pp. 720-721; D.P. O'Connell, *International Law of the Sea*, Vol. 1, Oxford University Press, 1982, pp 1-19.

⁹ 高林『領海制度の研究』有信堂 78 頁；小寺彰『パラダイム国際法』（有斐閣、2004 年）112 頁；Brownlie, *Principles of Public International Law*, p. 175.

¹⁰ 例えば、英国船拿捕事案に係る 1853 年 5 月 24 日のスペインの口上書の中で、領海制度の目的の一つは沿岸国の安全保障であることがうたわれていた。高林「領海制度の研究」97 頁。

¹¹ 田中則夫「排他的経済水域における軍事演習の規制可能性」『EEZ 内における沿岸国管轄権をめぐる国際法及び国内法上の諸問題』（日本国際問題研究所、2000 年）63 頁。

¹² United Nations Treaty Collection, United Nations Convention on the Law of the Sea, *Declarations and Reservations of Bangladesh, Brazil, Carbo Verde, India, Malaysia, Pakistan and Uruguay*, https://treaties.un.org/pages/ViewDetailsIII.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XXI-6&chapter=21&Temp=mtdsg3&clang=_en.

¹³ Ibid.

¹⁴ U. S. Department of State, "Limits in the Seas", No.114, 1994, p.21, <https://2009-2017.state.gov/documents/organization/58228.pdf>.

¹⁵ UN Treaty Collection, UNCLOS, *Declarations and Reservations of Italy, Germany and Netherlands*.

係る国連海洋法条約の諸規定に合致しない旨宣言している¹⁶。アメリカは同条約の当事国ではないが、同様な立場をとっている¹⁷。

このように、EEZ での軍事訓練・演習に関する沿岸国への事前通知や沿岸国の同意の要否について、諸国家の見解は分かれている。他方、論者の中には、軍事訓練・演習は、EEZ に係る沿岸国の経済的利益を損なうため、沿岸国の規制対象になり得るという考え方に親和的な意見を述べる者もいる¹⁸。しかしながら、海上における軍事訓練・演習の多くは砲弾・爆弾・ミサイル等の爆発物の使用を伴わないものであり、それゆえ軍事訓練・演習によって海洋環境を脅かすことも、生物・非生物資源に被害を及ぼすことも希で、沿岸国の経済的利益を損なう可能性のある場合は現実には少ないと言える¹⁹。

もっとも、対潜爆弾や機雷等を海中で大量に爆発させたような場合、確かに EEZ 内の資源等に被害を与える可能性は否定できず、その意味で EEZ での軍事訓練・演習によって沿岸国の経済的利益が損なわれる可能性を全く否定することはできない。したがって、資源等に被害が及ぶことを防止するために合理的な範囲で沿岸国がこれを規制すること自体は、EEZ 制度の趣旨目的に反するものではないと言えよう。ただし、既述のとおり、訓練全体の中で爆発物を使用するものの割合は一般的に少なく、しかもそれが海中での爆発を伴う場合はさらに少ないことを考えると、爆発物を使用しない場合も含め全ての訓練に事前の通知と同意を求めて規制することは、天然資源維持等の手段として過剰であり、一般論として相当性を欠くと思われる。また、爆発物を使用する場合であっても、実施場所に配慮すれば資源等に対する被害及びその可能性を局限することは十分可能であり、そのような配慮が国連海洋法条約の 58 条 3 項により（「妥当な考慮（due regard）」として）実施国側に義務づけられているにもかかわらず、さらに沿岸国による規制に服せしめる必要があるか疑問である²⁰

以上から、沿岸国が EEZ に係る権能の行使として自国 EEZ での他国の軍事訓練・演習を規制することは、一定の場合その必要性は認められ得るものの、特段の事情がない限り、EEZ に係る沿岸国の利益を守る手段として過剰であり、その正当性は基本的に認め難いと言える。よって、沿岸国は自国 EEZ における他国の訓練・演習を原則規制できず、それゆえ、EEZ での軍事訓練・演習に関し、実施国が事前に沿岸国の同意を得ることは特段の事情がない限り不要と解される。

訓練・演習実施国の義務及び遵守すべき原則：「妥当な考慮」、「信義誠実」、「権利の濫用」禁止

もっとも、国連海洋法条約上、沿岸国には EEZ に係る一定の権益が認められている以上、他国 EEZ での軍事訓練・演習も当該沿岸国の EEZ に係る権益と調和する範囲でしか認められないはずであり、そうである以上、

¹⁶ Ibid, *Declarations and Reservations of United Kingdom*.

¹⁷ アメリカは 1983 年 3 月 8 日付の声明文の中で、「軍事作戦、軍事演習及び軍事活動は、国際的に合法的な海洋の利用と常にみなされてきた。そのような諸活動を行う権利は、EEZ においてすべての国により享有され続ける」と述べている。United States of America Statement in Right of Reply, March 8, 1983, reprinted in *Annotated Supplement to the Commander's handbook on the Law of Naval Operations (NWP1-14M)* at 1-26 to-1-28, 1997.

¹⁸ 例えば、ヴァンダイク（Jon M. Van Dyke）は、「軍事訓練は、破壊されやすい海洋環境を脅かし、他の適法な海洋の利用に干渉している」と主張している。Jon M. Vandyke, "International Governance and Stewardship of the High Seas and its Resources," Jon M. Vandyke, Durwood Zealke and Grant Hewison, eds., *Freedom for the Seas in the 21st Century: Ocean Government and Environment Harmony*, Island Press, 1993, p.17.

¹⁹ 訓練・演習を含めた海上における海軍の諸活動に関しては、たとえば、次を参照。Wayne P. Hughes Jr. and Robert P. Girrier, *Fleet Tactics and Naval Operations*, 3rd ed., Naval Institute Press, 2018.

²⁰ 国際司法裁判所の裁判官を務めた小田滋判事は、「公海はそのあらゆる部分が等しい価値をもつものではない。航海にとっても漁業にとってもほとんど価値をもたない絶海において、その利益をおびやかすことなく行われる水爆実験を、なお違法であるとして社会的非難を向ける道理は存在しない」と指摘しているが、当該指摘の趣旨は EEZ での軍事訓練・演習についても該当すると考えられる。小田滋『国際法の源流を探る』（有信堂、1999 年）71 頁。

EEZ での軍事訓練・演習に係る沿岸国の同意は特段の事情がない限り不要と解されることが、他国 EEZ での自儘な軍事訓練・演習が法的に許容されることを意味するとは言えないだろう。実際、国連海洋法条約は、58 条 3 項で EEZ での自国の権利の行使及び義務の履行に際し、沿岸国の権利及び義務に「妥当な考慮(duo regard)」を払うことを義務付けている。また、58 条 1 項では 87 条の公海の自由のうち航行及び上空飛行の自由等は EEZ でもすべての国が享有すること、58 条 2 項では国連海洋法条約中の（88 条から 115 条までの）公海に関する規定及び国際法のその他の関連規則は（国連海洋法条約中の EEZ に関する規定に反しない限り）EEZ に適用されることを規定すると同時に（下線筆者）、87 条 2 項において、「公海の自由」の行使にあたり「公海の自由」を行使する他の国の利益等に「妥当な考慮」を払う義務を規定している。加えて、300 条では、義務の履行や権利の行使に係る一般原則である「信義誠実 (good faith)」の原則と「権利の濫用 (abuse of rights)」禁止の原則が規定されている²¹。なお、「信義誠実」の原則とは、（権利の行使及び）義務の履行は信義に従い誠実に行わなければならないという原則であり、「権利濫用」禁止の原則とは、法的根拠に基づく権利の行使であってもそれを濫用してはならず、濫用と認められる場合、権利本来の効果が認められないばかりか、場合によっては権利の行使者が損害賠償等の義務を負うという原則である²²。「信義誠実」の原則と「権利の濫用」禁止の原則は、諸文明国の国内法で一般原則として確立しているだけでなく²³、国際法上の原則ともなっている²⁴。よって、他国 EEZ で軍事演習を実施する国は、これらの義務・原則を遵守する必要がある。それゆえ、他国 EEZ における軍事演習が 58 条 1 項で規定されている航行及び上空飛行の自由又はそれらの自由に関連し及び国連海洋法条約のその他の規定と両立するその他の国際的に適法な海洋の利用の自由として国際法上許容されるかは、終局的には、当該実施国が、「信義誠実」の原則と「権利の濫用」禁止の原則を踏まえ、沿岸国の EEZ に係る権益と EEZ で認められる上述の自由を行使する他の国の利益に「妥当な考慮」を払っているか否かによると解される²⁵。

問題は、「妥当な考慮」の内容である。国連海洋法条約の 56 条では、EEZ に係る沿岸国の権利、管轄権及び義務が定められている。このうち権利としての主なものは「主権的権利」であり、これは「天然資源」に係る探査・保存等と「経済的目で行われる」天然資源の探査等以外の探査及び開発のためのその他の「活動」に

²¹ 300 条について国連海洋法条約のコメンタリーでは、300 条は「交渉会議で特別な規則が制定されなかった問題に関し、各々の当事国の衝突する利益の衡量により見いだされる平等な解決を提供する」と説明されているように、当該規定は、条約規定の欠缺を埋め、当事国間の利益配分が公平なものとなるよう導くことを意図したものと解される。Killian O'Brien, "Article 300," Alexander Proelss, eds., *United Nations Convention on the Law of the Sea: A Commentary*, Hart Publishing, 2017, p. 1938.

²² 内田貴『民法 I（第 4 版）』東京大学出版会、2008 年、488-489 頁。

²³ たとえば、日本の民法では、1 条で、スイスの民法では 2 条で定められている。

²⁴ 林『現代海洋法の生成と課題』210 頁。なお、国連憲章 2 条 2 項や条約法に関するウィーン条約 26 条では、加盟国や当事国が憲章・条約上の義務を「(信義に従い) 誠実に (in good faith)」に履行する義務が規定されている。また、国際司法裁判所も、『信義誠実』の原則は、明確に確立された国際法の原則であることを認めている。International Court of Justice, *Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria*, Preliminary Objections, Judgment of 11 June 1998, para. 38 at p. 296. 「信義誠実」の原則の一般国際法上の意義については、たとえば、以下を参照。Robert Kolb, *Good Faith in International Law*, Hart Publishing, 2017; Andrew D. Mitchell, M. Sornarajah and Tania Voon, eds., *Good Faith and International Economic Law*, Oxford University Press, 2015.

²⁵ プレザスは、他国の領海外で軍事活動を行う権利を行使する場合でも「妥当な考慮」義務が課される以上、当該軍事活動を行う国際法上の絶対的権利をすべての国が享有すると断言できる法的根拠を見出すのは困難である旨指摘している。Ioannis Prezas, "Foreign Military Activities in the Exclusive Economic Zone: Remarks on the Applicability and Scope of the Reciprocal 'Due Regard' Duties of Coastal and Third States," *The International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 34, p. 110.

また、山本草二が「公海における兵器実験と軍事演習は、伝統的に国際法の一般原則により承認された公海の自由に含まれてきたのであり、国連海洋法条約でも基本的に変っていない。公海に及ぶ核兵器・・・の実験も、条約上の規制を受諾した当事国は別として、海洋法上は禁止されず、・・・『合理的な考慮』を払う限り限りは適法と認められる²⁵」と指摘しているように、軍事活動が 87 条に列挙されていないものの国際法の一般原則により承認された「公海の自由」に該当するとしても、「合理的な考慮」なしには許容性が確定されないのは同様であろう。山本『海洋法』255 頁。

関するものの2つに区分される。管轄権の対象は、①「人工島、施設及び構築物」の設置及び利用、②海洋の科学的調査、③海洋環境の保護及び保全である。また、沿岸国は、人工島等の周囲に安全水域を設定可能であり、排他的経済水域における投棄には沿岸国の事前の明示の承認が必要とされている。したがって、理論的には、これら沿岸国の主権的権利・管轄権の対象・客体及びそれに関連する船舶・人・財産を尊重することが沿岸国への権利等に「妥当な考慮」を払うということになる。

また、既述のとおり、沿岸国の主権的権利や管轄権に関わるもの以外について、EEZ は公海としての性格を有する²⁶。よって、EEZ における航行及び上空飛行の自由その他の国際的に適法な海洋の利用の自由等、EEZ において享有し得る「公海の自由」の行使に際しての「妥当な考慮」の内容に関しては、小田滋が指摘しているように、「公海の自由」の原則の本質は公海における支配の禁止であり、その目的は航海や漁業といった公海の利用を通じた利益の保護にあることに鑑み²⁷、権力性を帯びる行為・活動を回避するほか、航海等の自由を妨げないための配慮が、その基盤的内容と言えよう。そして、公海上の他の船舶・航空機等の自由な航行・飛行等の妨げとなる行為や活動の典型は、当該他の船舶・航空機に危険や航行・飛行等の障害を引き起こすことであるから、そのような危険や障害が客観的に生じないよう配慮するとともに、そのような危険や障害が生起するのではないかという不安や懸念を抱かせないよう、安全、海上交通、相手方への影響などに配慮することが、当該「妥当な考慮」の具体的内容と言えよう。

軍事訓練・演習区域公示の効果

既述のとおり、他国 EEZ での軍事訓練・演習に際し、特段の事情がない限り沿岸国の同意を得ることは不要と解されるが、沿岸国の権益等に「妥当な考慮」を払う義務がある。そこで、他国 EEZ 内で訓練として射撃や発射を行う場合、沿岸国の当局や国際機関に射撃等実施海域と日時を通報し、当該沿岸国当局等を通じて商船等が当該海域に近接することのないよう呼びかけるのも、危険防止に配慮した「妥当な考慮」の1つとして有効と考えられる。しかしながら、公海における支配の禁止を本質とする「公海の自由」の原則の下、公海や公海としての性格を有する EEZ の一定範囲を一国が排他的に占有することは、(EEZ に係る安全水域での沿岸国の措置のような例外を除き²⁸)認められない。また「航行の自由」は「公海の自由」の行使として、全ての国の船舶に認められており、かつ、既述のとおり「公海の自由」原則の本質は、公海における支配＝権力行使の禁止にあるため、たとえ射撃・発射実施海域を事前に公示していたとしても、当該海域に他国の船舶等が進入することを実施国が禁止することはできず²⁹、そうである以上危険防止に係る(法的)最終責任は、実施国が負うべきと解される³⁰。よって、射撃や発射に係る事前告示を行ったとしても、実施国による無関係の艦船等の不存在確認等が最終的に必要と言える。また、1954年3月の「第五福竜丸」被ばく事案に先立って、アメリカが事前に危険水域を公示していたことがアメリカの責任を阻却するかという点に関連する小田滋の「危険水域の設定をもって公海の自由の侵害を言うことはできないが、・・・危険水域を・・・漁船に周知せしめる

²⁶ 林司宣、島田征夫、古賀衛『国際海洋法(第2版)』(有信堂、2016年)72頁。

²⁷ 小田『海洋法の源流を探る』71頁。

²⁸ 国連海洋法条約60条。

²⁹ アメリカは、1954年3月の水爆実験に係る危険水域についての数次の告示において、立入を禁じたことはなく、またその管轄権を及ぼす意図を示したこともなかった。小田『海洋法の源流』61頁。

³⁰ もっとも、正当な理由なく又は妨害を意図して他国の射撃・発射実施海域を航行することは、国際法上「航行の自由」の濫用にあたりと評し得るため、そのような場合の実施部隊側の対抗措置の一つとして、現場で上述のような不法行為をやめるよう警告することが考えられる。また、当該船舶の旗国の国内法に照らした場合、業務妨害罪のような犯罪や損害賠償責任を負う不法行為に該当する場合もあり得るため、事後、外交ルート等を通じ当該船舶の旗国の当局に当該船長等責任者の処罰を要請すること、当該船舶が商船等民間船舶の場合、当該船舶の旗国の制度に基づいて、当該船舶の船長等責任者又は関係当局若しくは双方に対し損害賠償を請求することなどが考えられる。

ことをもって足りる事柄でもない」との指摘にみられるように³¹、たとえ他国 EEZ での射撃や発射に関する事前通報等を当該 EEZ に係る沿岸国等に対し実施していたとしても、無関係の艦船・航空機等に被害や危険を及ぼした場合、当該事前通報等の事実をもって直ちに当該事故に係る責任が阻却されるわけではないと解される。逆に、他国 EEZ の沿岸国当局等に事前に通報せず当該 EEZ 内で射撃や発射を実施するとしても、無関係の艦船・航空機等の不存在を現場で確認し、当該艦船等が存在する場合には射撃や発射を見合わせるなどの措置を講ずることにより安全を確保しているような場合は、「妥当な考慮」を払っていると言い得るだろう。ゆえに、北朝鮮の弾道ミサイル発射にみられるように、自国の措置のみでは安全を確保できないような活動であるにもかかわらず、関係沿岸国との協議や事前通告もなくその EEZ に着弾するような発射に及ぶことは、EEZ 内の船舶等への安全配慮を欠いており、沿岸国の EEZ に係る権益と EEZ で認められる航行の自由等を行行使する他国の利益への「妥当な考慮」を欠くものと言えよう³²。

したがって、本年 8 月 2 日夜、新華社が、8 月 4～7 日に人民解放軍が台湾周辺 6 か所の海空域で重要な軍事訓練を行うため、船舶や航空機の航行を禁止する旨の公告を伝えたことに関し、中国領海外への訓練区域設定をもって中国が「公海の自由」を侵害したとは言えないが、中国以外の国の船舶・航空機の領海外訓練区域への進入を禁止し、実力等を行行使してこれを阻止又は阻止しようとしたのであれば、当該措置は中国による「公海の自由」の侵害と言えよう。また、8 月 4 日、中国が弾道ミサイル落下させたと推定される日本の EEZ は、事前に中国が軍事訓練区域として公示（公告）した区域内であったが、既述のとおり、軍事訓練・演習区域の事前公示（公告）に実施国の安全配慮義務を解除する効果はない。よって、中国は訓練区域の事前公示（公告）により、国連海洋法条約上求められる日本の EEZ に係る権益に「妥当な考慮」を払う義務を（完全に）履行したとは言えないだろう。したがって、訓練・演習区域を事前公示したとはいえ、艦隊機動のような訓練・演習と異なり、弾道ミサイル落下といった極めて危険な訓練・演習を実施するという特段の事情があるにもかかわらず、かつ、中国が独力で十分な安全措置を講じることは客観的に困難であるにもかかわらず、日本に通報せず、かつ、その同意も得ず、日本の EEZ でこれを行ったことは、日本の EEZ に係る権益への「妥当な考慮」を欠いたものと言わざるを得ないだろう。また、中国が上述のような状況で日本の EEZ に弾道ミサイルを落下させたことは、当該 EEZ 内に存在する第 3 国の船舶等にも危険を及ぼすことになったという点で、日本の EEZ に係る権益への「妥当な考慮」だけではなく、EEZ における航行及び上空飛行の自由その他の国際的に適法な海洋の利用の自由等を行行使する他国の利益への「妥当な考慮」も欠いていたと言えよう。

おわりに

以上を踏まえると、本年 8 月 4 日、公示（公告）された軍事訓練区域内とはいえ、日本の事前の同意を得ることなくその EEZ 内に中国が弾道ミサイルを落下させた（と推定される）ことは、海洋に係る国際法に照らしても不当であり、日本が中国を非難し、抗議するとともに、「軍事訓練の即刻中止」を申し入れたのは、当該国際法上も正当なものと言えよう。

(2022 年 8 月 18 日脱稿)

³¹ 小田『国際法の源流を探る』73 頁。

³² プレザスは、全ての軍事活動に沿岸国の事前同意を要するわけではないが、沿岸国への事前の通知や協議なしに軍事活動を実施する第 3 国の無限定な権利は受容されない旨指摘している。北朝鮮による日本側に指向した一連の弾道ミサイル発射は、沿岸国に対する事前の通知や協議を要する軍事活動の典型と考えられる。Prezas, “Foreign Military Activities,” p.115.

プロフィール

profile

理論研究部

政治・法制研究室

主任研究官 永福 誠也

専門分野：国際法（武力紛争法、海洋法）

本欄における見解は、防衛研究所を代表するものではありません。
NIDS コメンタリーに関する御意見、御質問等は下記へお寄せ下さい。
ただし記事の無断転載・複製はお断りします。

防衛研究所企画部企画調整課

直 通：03-3260-3011

代 表：03-3268-3111（内線 29177）

F A X：03-3260-3034

※ 防衛研究所ウェブサイト：<http://www.nids.mod.go.jp/>